

# I T戦略の今後の在り方に関する専門調査会（第9回）議事録

## 1 開催日時

平成21年6月30日（火）16時59分～18時32分

## 2 場所

合同庁舎4号館 共用1208特別会議室

## 3 出席委員

井堀委員、上野委員、大山委員、岡村委員、柏木委員、河村委員、國領委員（座長代理）、佐々木かをり委員、佐々木俊尚委員、須藤委員、関口委員、高橋委員、田中委員、野坂委員、野原委員、浜口委員、南委員（座長）、村上委員、森田委員

※ この他の出席者：野田 I T 担当大臣、福田内閣官房副長官補、久貝内閣官房内閣審議官、南内閣官房内閣参事官、小宮内閣官房内閣参事官、戸塚総務省政策統括官（情報通信担当）、近藤経済産業省商務情報政策局長

## 4 議事次第

1. 開会
2. 野田 I T 担当大臣挨拶
3. i-Japan戦略2015の取りまとめ
4. 規制・制度・慣行等の「重点点検」について
5. 閉会

## 5 配付資料

資料1 デジタル新時代への戦略（案）に対する意見及びそれらについての考え方

資料2 i-Japan戦略2015 ～国民主役のデジタル安心・活力社会の実現を目指して～（案）

資料3 i-Japan戦略2015の実現体制等について

資料4 委員提出資料

資料5 デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等

参考資料1 デジタル新時代への戦略（案）に関するパブリックコメントの募集について

参考資料2 デジタル新時代への戦略（案）に関するパブリックコメントの結果について

## 開 会

○南座長 ただいまから I T 戦略の今後の在り方に関する専門調査会の第 9 回会合を開催いたします。

それでは、まず事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○小宮内閣参事官 配付資料でございます。本日、非常に大部にわたっております。

資料 1 がパブリックコメントで出された意見とそれらについての考え方でございます。資料 2 が本日ご審議をいただく i-Japan 戦略 2015 の案でございます。資料 3 が実施体制でございます。資料 4 が各委員からの提出資料。資料 5 が國領座長代理から出てまいりましたこのデジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等でございます。参考資料 1 がパブコメの募集の紙、参考資料 2 がパブコメの結果でございます。

以上でございます。

○南座長 ありがとうございます。

今回は本専門調査会の最終回ということで、中長期戦略の取りまとめを行いたいと考えております。

それではここで、この本日の報告書の最終取りまとめに当たりまして、野田 I T 担当大臣からご発言をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○野田 I T 担当大臣 改めまして、皆様こんにちは。ご無沙汰しておりました。

昨年 12 月に麻生総理から I T 戦略本部で新戦略の策定指示がございまして、皆様方には 2 月にお集まりいただきまして、4 月に三か年緊急プランをおつくりいただき、そして今日、中長期的な 2015 年までの戦略、i-Japan 戦略 2015 を、(案) となっておりますけれども、本日おまとめいただく運びとなりました。

南座長、國領座長代理初め、委員の皆様方には大変短期間に、本当にスピーディーにお進めいただきましたこと、高いところからですけれども、心から感謝申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

本日まで 8 回の調査会はもちろん、それ以外においてもさまざま活発なご意見、またご議論を賜りました。そして、その集大成というのがまさにこの i-Japan 戦略 2015 でございまして、I T 戦略本部で議論、決定の上、真に国民の視点に立った施策として推進していきたいと考えているところです。

i-Japan 戦略 2015 の名称ですが、この「i」につきましては、「inclusion」、いわゆるデジタルが空気や水のように抵抗なく受け入れられ、経済社会全体を包み込むという意味と、もう一つは「innovation」、これは言うまでもなく、デジタルにより経済社会全体が改革され、新たな活力が生まれるという 2 つの意味を込めてこのような名称で提案させていただいたところです。

この内容は、今後、政府としてしっかりと受けとめて進めていかなければならない大事なもののばかりでございまして、例えば電子政府・電子自治体の分野では、デジタル技

術による新たな行政改革を進め、ここでもご議論させていただいておりますが、国民電子私書箱、これは仮称ですが、これを広く国民や企業等へ普及、定着させるなどの方針が示されているところであります。

国民利便性の向上や行政事務の簡素・効率化、標準化、行政の見える化の実現に向けて大変重要な施策でございまして、着実に実施をしていきたいと思っております。

そのほか、3大重点分野でございます医療・健康分野、教育・人材分野、さらには産業・地域の活性化と新産業の育成、デジタル基盤の整備などについてもi-Japan戦略2015の柱、ビジョン、方策などに沿って施策を推進してまいります。

また、デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行、サービスの仕組みそのものの在り方や運用など、国民にとって利益となる形での抜本的見直しや、我が国のデジタル技術や関連産業の国際競争力の強化などについては、今後の課題として引き続き検討を行っていきたくと考えております。

この調査会での新戦略の検討は本日で終了ということになりますが、ぜひとも皆様方のお知恵をかりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

日本が情報通信分野で真に世界のフロントランナーとなり、国民の誰もがデジタル技術の恩恵を受けることができる日が一日も早く訪れるよう全力投球してまいりますので、ご協力を心からお願い申し上げます。

本当に大変なことだったと思います。とかく今、国民の皆さんは政府に対してスピードを要求している中で、これだけの大きなことに対して本当に精力的に、委員の皆様方には貴重なお時間をいただいて取りまとめをいただいたことは大きな宝であると思いません。

これを絵にかいたもちにしないように、政府が全力を上げてこの取り組みの重要性をやはり一人一人が意識をして、実現に向けてスパートを切っていかなければならないと思っています。

本当にいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○南座長 大臣、どうもありがとうございました。

(プレス 退室)

○南座長 では早速ですが、議題に移ります。

中長期戦略の取りまとめですが、まずタイトルが検討中であつたところ、今大臣からご発言ありましたとおり、今回、「i-Japan戦略2015 ～国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して～」に決めさせていただこうと考えております。この「i-Japan」の意味合いは、今、大臣から懇切なご説明があつたとおりでございます。デジタル・インクルージョンとデジタル・イノベーションの2つの頭文字の「i」を取り入れていると。この「i」には他にもいろいろな意味があるかもしれませんが、大変いいタイトルではないかと考えております。

以下、i-Japan戦略2015と呼ばせていただきます。

取りまとめですが、パブリックコメントの結果や、それらを踏まえた最終案についてご紹介させていただき、委員の皆様本文をご確認いただきたいと思っております。

では、事務局から、デジタル新時代への戦略（案）に関するパブリックコメント結果等を踏まえた戦略最終案について報告をお願いします。

○南内閣参事官 参考2にパブリックコメント全文をつけさせていただいております。本年6月5日から19日までの約2週間の間に寄せられましたパブリックコメントでございますが、59の個人から92の意見、それから53の団体から313の意見、合わせまして合計112者から405件の多数の意見が寄せられたところでございます。詳細は参考資料2をごらんになっていただきたいと思っております。

これは分野別に見ますと、総論に関する、特にタイトルやビジョンに関するものが72件、電子政府・自治体に関するものが85件。医療・健康に関するものが81件、教育・人材に関するものが80件、産業・地域の活性化等に関するものが43件、デジタル基盤に関するものは25件、今後一層の検討を行うべき事項に関するものが19件と、こういう内訳になってございます。それぞれの分野に非常に多数のご意見をお寄せいただいたところでございます。

それに基づきます資料1において、それぞれの項目ごとのご意見に対します当調査会としての考え方、意見とおつけさせていただいております。字が大変小さくて恐縮でございますが、そのような形でご用意をさせていただいているところでございます。詳細な説明は時間の問題で割愛をさせていただきたいと思っております。

パブリックコメント等を踏まえまして、i-Japan戦略2015という資料2に基づきまして、修正箇所を中心に簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2のまずタイトルの副題は、先ほど座長からご紹介いただきましたとおり、「～国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して～」ということでございます。英語に直しますと「Towards Digital inclusion & innovation」という形に副題をつけさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目でございますが、まず将来ビジョンの総論のところでございます。従前、この①社会経済環境の変化と、その後の次のページのデジタル社会の将来ビジョンに関する記述の間のつながが悪いという指摘等々委員のほうからもございましたので、②という項目をつけ加えさせていただいております。この中で、特に一般的な社会経済環境の変化に加えまして、デジタルの世界におきましてもグローバル化が進むことによって、一国ではなかなか解決できない課題が増大している。リアル社会とサイバー社会の融合が進展して問題が複雑化している。あるいは情報の爆発ですとか、陰の部分の拡大等、そういった課題が顕在化している。こういった課題を解決するためにも、デジタル技術による底力の発揮が必要であるという記述をつけ加えさせていただいております。

2 ページ目でございますが、将来ビジョンのところにつきましても多数のご意見が寄せられていたところでございます。先ほどのタイトル、副題に沿った形で、デジタル・インクルージョン、デジタル・イノベーションの趣旨を加筆させていただいているところでございます。

この2 段目のところがございますとおり、社会の隅々にまでデジタル技術が空気や水のように抵抗なく普遍的に受け入れられて、社会全体を包み込む存在となる。これをデジタル・インクルージョンと称しまして、公平に必要な情報を必要なときに安全・安心に利用できる環境を実現し、人と人とのつながりを実感していただく社会を実現する。

それから、社会全体を改革して新しい活力を生み出していくということをデジタル・イノベーションと称しまして、新たな価値の創造に加えまして、企業の体質の改善、環境と経済成長の両立等々の社会を実現していくことによって、真に国民主役の社会を実現するという趣旨を明確化させていただいているところでございます。

3 ページ目から4 ページ目にかけては微修正でございます。

5 ページ目に入ってくださいまして、まず電子政府・電子自治体分野でございますが、将来ビジョン、目標のこの5 ページ目のところに関しましては、1 の（5）というところで、医療や教育、金融等にとどまらず、一般的に民間サービスと行政サービスがシームレスにつながるという官民連携の趣旨を強調すべきであるというご指摘を踏まえて、若干修正をさせていただいております。

6 ページ目でございますが、「方策」のところでございます。

この国民電子私書箱に関しましては、先般決定をされました骨太方針2009という方針を踏まえまして、若干書き加えをさせていただいております。私書箱につきましては2013年度までの整備を目指すということ、既存のシステムの利用も視野に入れて、社会保障カード構想と一体的に検討すると明記をさせていただいております。

それから、6 ページ目の脚注のところをごらんになっていただきたいと思っております。

多数のご意見の中で、実は三か年緊急プランの中で、個人・企業のIDの在り方ということにつきまして、既存のID体系との関係を整理しつつ検討するとなっていたことに関しまして、その趣旨をより明確化したいということでございます。ここに書いてございますとおり、国民電子私書箱を希望する国民・企業等に重複なく提供する仕組み、あるいは既存の企業コードをひもづけし、相互運用可能とする仕組みというものを今後検討してまいりますので、そういった検討の中で検討を進めるといった趣旨を明確化させていただいております。

次の7 ページ目の2 というところをつけ加えをさせていただいております。

これは、従来までの電子政府の取り組みが後退をすることなくしっかり前進をすべきであるという過去の反省の上に立って、業務改革をしっかり進めていくべきであるという趣旨を明確化すべきであるというご意見を踏まえまして、修正を加えてございます。過去の計画のフォローアップとしまして、個々の取り組みの成功要因あるいは阻害要因

をしっかりと分析をした上で、具体的な目標と工程を明らかにした新しい計画を取りまとめしていくことを明記させていただいております。

(1) から (3) というところで、例えば国民・企業の顧客満足度といった行政の質の改革に資する明確な評価基準を設定して、P D C A サイクルの制度化を図る。それによって不断の見直し、改善を徹底する。

特に利用頻度の高い71の重点手続というものがございまして、これについては特に重点的に業務改革に取り組むということも明記させていただいております。

それから、(2) のところでは、業務改革としての業務システム最適化の徹底ということも明記させていただいております。

次の8ページ目でございますが、この(3) のところにおきましても、これは国と地方をまたがる分野におきましても問題点を検証し、改善を図っていく。徹底した業務プロセスの見直しを実施することによって、紙中心から電子中心の処理へ。行政事務を原則電子的に処理するということルール化することをお明記させていただいております。

それから、3のいわゆる体制、電子政府を推進するための体制の整備につきましても若干加筆をさせていただいております。

特に電子政府の推進を専担とするような司令塔を明確化するという記述、あるいは政府C I Oを補佐するためのスタッフの充実も含めて、新たな電子政府推進組織の在り方を検討していくということも明記させていただいております。

それから、各府省のC I Oに関しましても、その役割を明確化しまして、その各省のC I Oを支援する体制を充実強化していくということも明記させていただいております。

○小宮内閣参事官 次に、9ページの医療・健康分野でございますけれども、基本的には大きな修正はございません。

幾つか例を挙げますと、例えば1. (2) のところでございますけれども、この前のバージョンでは具体的な話が書いてありましたけれども、これを10ページの(2) のほうに統一をいたしまして、表現を少し抽象化いたしてございます。

それから、9ページの一番下の(5) のところでございますけれども、地域特性に応じたということも挿入いたしましたけれども、これは連携の仕方が地域によってまちまち、いろいろなやり方があるということで、この特性に応じた健康管理を実現するといった表現にいたしてございます。

あとは表現の正確化を期した微修正でございます。

○南内閣参事官 続きまして、教育・人材分野、12ページ目でございますが、目標のところは変更ございません。

13ページ目の「方策」の部分でございますが、1の頭のところに子どもの学力や情報活用能力の向上を図るということで、従前は、下にあります(1) から(5) の方策を、

子どもの学力向上と情報活用能力の向上に分けて書き分けておったわけですが、施策を完全には分けられない部分もあるということで、一体的な表現に改めさせていただいております。

それから、1の(2)のところは、サポート体制につきましては、技術の活用法のみならず、教育の質の向上のサポートも必要であるというのをもっともなご意見でございますので、明確化させていただいております。

それから、(4)の情報教育の内容の充実というところにつきましては、前のページの将来ビジョン、目標の2のところの子どもの情報活用能力を向上させる目標というところに①から③までの能力を書かせていただいております。それと対応し切れていない部分がありましたので、「情報や情報手段の特性を理解する能力」というものを明確化のために書き加えさせていただいております。

それから、(5)のところでございますが、校務の情報化も大事でございますけれども、それをベースとしまして、家庭ですとか地域、そういったところの情報連携により、地域が一体となって教育を推進する体制を構築するということが大事だというパブリックコメント等のご指摘を踏まえてその点を書き加えさせていただいております。

○小宮内閣参事官 次に、産業・地域の活性化及び新産業の育成でございます。

16ページでございますけれども、本戦略に対する異論や反対のご意見はございませんでした。したがって、特段の修正点はございません。

○南内閣参事官 20ページ目のデジタル基盤の整備のところでございますが、この冒頭のところで将来ビジョンと目標を合体させたことに伴いまして、将来ビジョン的な表現がちょっと手薄になってございましたので、「あらゆる分野におけるデジタル活用の進展を支え、未来の成長を促す」という、従前将来ビジョンで表記しておりました表現を復活させていただいております。

それから、目標の1のところでございますが、移動系につきましては、100Mbps超ということで、さらに早いスピードを目指すべきであるという趣旨を明確化させていただいているところでございます。

それに伴いまして、方策の1の(1)も100Mbps超という表現を書き加えさせていただいております。

○小宮内閣参事官 それでは、23ページでございますけれども、ここは前回の調査会の際に「重点点検」について、2010年以降についてのご質疑がございました。正確化のために2010年以降も継続的に実施するというものをつけ加えさせていただいております。

なお、その後、用語集を事務局で作成をしてつけ加えておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、資料3でございます。

先ほどの最後のところにも関連をいたしますけれども、前回、実施体制については切り離してペーパーで事務局からお出しをしたところでございます。

これにつきましては、この本部に報告する際には第4章として添付をさせていただきたいと考えてございます。内容的には、前回にお出しした内容とほとんど変わりがございません。I. に本戦略の位置づけということで、本戦略と三か年緊急プランとの関係、それから本戦略とIT新改革戦略との関係、さらに重点計画と三か年緊急プランとの関係というのが1ページ目でございます。

それから、2ページ目でございます。実施・検討体制ということで、まずPDCAサイクルの推進でございます。前回の質疑で評価専門調査会がどうなのかと、こういうご質問がございましたが、引き続き評価専門調査会を設置し評価するということを明確化してございます。

それから、(2)でございます。「重点点検」につきましては、このデジタル利活用のための重点点検専門調査会を設置するというにいたしてございます。前回、重点点検チームという仮称でございましたけれども、整理のため、評価専門調査会、それからデジタル利活用のための重点点検専門調査会、それから(3)にございますようにグローバルビジョンについてもデジタルグローバルビジョン専門調査会、3つの専門調査会を設置するという形に整理をいたしました。

以上でございます。

○南座長 どうもご説明ありがとうございました。

委員の皆様のご協力のもとで、累次の議論やパブリックコメントを積み重ねてやってまいりまして、現在の案に至っております。

本日は最終取りまとめということになりますが、今説明がありました本文、それから資料1にありましたパブリックコメントへの回答ぶり、回答の基本的な考え方などにつきまして、特段のご意見があればお願いしたいと思います。この本文、戦略そのものでなくても、今後へのコメントでも結構ですので、何かあればお願いしたいと思います。

なお、資料4で本日ご出席の委員のお二人からもペーパーも出ております。

それでは、どうぞ。

○須藤委員 電子政府のところで、7ページ(4)で、これは修正がなかったところですが、「システム全体の運用・管理を監視し、個人情報保護に関して必要な措置をとるための仕組み(第三者機関)等の在り方について、検討すること」ということになっております。昨日実は、国民生活審議会個人情報保護検討部会の最終回が開かれ、このIT戦略との関係で議論がありました。私のほうから、これはどこが取り組むことになるのでしょうかということを問い合わせたところ、国民生活局長は、両方とも管轄は野田大臣である、野田大臣のご意見を伺うということをおっしゃっていました。

と同時に、消費者保護庁設置に伴って、行政とか医療の個人情報保護について明確に主管する機関というのか今不明瞭になっています。この点については、委員である弁護士の方、三宅弁護士、それから堀部先生、それから三鷹市長の清原委員、私とほぼ同様な疑問が提示されて、昨日の段階ではまだ明確な返事、国民生活審議会でも事務局のほうか

らは明確な検討はなく、今後、このIT戦略との関係も配慮しつつ、きちんと検討するというようなことで終わったのですが、ここら辺はどう政府は対応されるのか、また不明瞭なものですから。

○野田IT担当大臣 私は21担当しております、その一つが個人情報であり、その一つがIT政策ですけれども、個人情報につきましては、国民生活審議会は終わりますけれども、そのまま業務というのは今度できる消費者庁と、そして消費者委員会、そのほうに移管されることになって、引き続きの検討がなされると思っています。

あと、先生のご指摘があった第三者機関、これは実は、今まさに個人情報というのは、例えば銀行だと金融関係は金融庁とか、分担でそれぞれ役所がやっているの、そういうところでまとめて検討するというのはこれからやはり必要であるという認識で検討が始まると私は思っています。

○南座長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○佐々木(か)委員 すみません、メールで簡単に返信したものがそのまま印刷されていて、失礼しました。そちらで書かせていただいた2点と、さらに追加は、8ページ目の上のほうの(3)の「バックオフィスにおける徹底した業務プロセス」と、これはもしかすると「行政オフィス」となるべきところ、もしかしてここだけ、もとのままになっていたのかなと今見て思いましたので1点。前回の意見を多分聞いていただいて、他の文章では、修正されていまして、ご確認ください。

それから、13ページから14ページにかけて、教育のところ、で、「家庭・地域との情報連携」、これは、あえて先ほどメールをお送りしたときには指摘しなかったのですが、私、中教審のほうでも常にお伝えするのですが、教育というのが学校と家庭の連携とありますが、かならず企業という言葉も入れてくださいと、お願いをしております。学校と家庭とか地域になると、どうしても学校以外のところの主役が女の人だけになるのですが、教育には、やはり企業がどんどん変革して行って、男性もかかわっていかないとどうにも動かないと思うので、追加をお願いします。2か所、学校と地域との情報連携というのがあったので、もしかするとちょっと文脈の流れにおいては、これは今じゃなくてもいいのですが、企業という言葉を入れていただきたいということが1つだけ提案です。

○南座長 村上委員、よろしいですか。

○村上委員 私は、資料4の委員提出資料の3ページ、4ページで3つコメントをさせていただきました。

1つは、報告書の1ページと2ページの、先ほど新たな加えられたところなのですが、2つの節が加わったことによりまして、この戦略自体が本当にIT戦略という名にふさわしいものになったのではないかと考えておりまして、非常に的確な対応が行われたということをまず申し上げたいと思います。

その上で、この2つの節の中身について、コメントさせていただきます。私は、この

場でこれまでいろいろな提案をさせていただいてきたのですが、今回の戦略は、基本的には、この場でも申し上げましたように、ユニバーサリティという概念を軸にして成り立っているのではないかと思います。

そういう視点でこの2つの節についても論点の提案をしていたつもりなのですが、最後の基本コンセプトの提示という段階になって、インクルージョンとイノベーションということになってしまいました。インクルージョンというちょっと耳なれない概念が突然出てきたということで、私自身は、違和感を感じております。

インクルージョンというのは、昔からチャレンジドピープルの社会参画というコンテキストの中で使われてきた言葉です。あるいはノーマライゼーションという言葉も同じかもしれませんが、私は何となくインクルージョンというのは、入れてあげるよというニュアンスがあり、ノーマライゼーションにも、正規のほうに入りませんかというニュアンスがあり、ちょっと「上から目線」を感じるということと、グローバルな広がりという意味で、ここ二、三年議論してきたガラパゴス化という問題について、大丈夫かなという懸念を持っております。

そういう懸念もあって私は、ユニバーサルというコンセプトでこの戦略は取りまとめられるのかなと思っていました。それがインクルージョンという言葉で取りまとめられるに至ったプロセスについてご説明いただければということで1つご質問を差し上げました。

もう一つは、電子政府・電子自治体のところで「顧客満足度」という表現が2度使われているのですが、これはこういう表現でいいのでしょうかという質問です。国民は、顧客であるという見方を徹底するという意味ではそのほうがいいのかもかもしれませんが、ちょっと違和感を感じました。第三は、第2章の教育・人材のところで「情報手段」という言葉が突然出てきたのですが、これはもう少し説明があるといいと思いました。

その3つでございます。

全体として、必要十分な戦略ドキュメントの記述に仕上がったというふうに感じてまして、非常に完成度の高いものになっていると思いましたが、この3点についてご質問を差し上げました。

○南内閣参事官 まず大臣のほうにネーミングをいただきましたi-Japanのインクルージョン部分のことでございますが、私のほうから若干補足をさせていただきたいと思いません。

まず趣旨といたしましては、かねてより村上委員からご提言をいただいた空気や水のように溶け込んでいって、万人が抵抗なく普遍的に受け入れられるような社会を目指そうというその考え方、コンセプトはそのまま受け入れさせていただいて反映をさせていただいていると考えております。

それで、実は、政府の安心社会実現会議等の中でも、安心の概念を検討する際にソーシャル・インクルージョンという考え方が何度も実は使われてございましたし、あるいは

はイギリスの新しいデジタル戦略につきましても、デジタル・インクルージョンという言い方を標榜しているやにお伺いしております。インクルージョンという言い方も、高齢者でありますとか障害者の皆様をエクスクルーディングしないという趣旨では、決して対極にある考え方ではないのではないかなと考えております。そういったものを総合的に勘案しまして、しかも、イノベーションとうまくくつつくことによって新しい戦略であるということ表現する上においても、「i」と「i」の平仄が合う。いい考え方かなということで、そういうタイトルを大臣のほうから命名をいただいたときに、私どもはそういう肉づけをさせていただいているということでございます。ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから、「顧客満足度」という電子政府の中で使われている表現でございますが、冒頭の目標の中にも、国民を顧客であると考えて便利な行政サービスを提供するということをコミットメントする形で目標設定をさせていただいておりますので、その顧客たる国民の満足度を高めていくということを直截にあらわしている表現であります。国民本位、国民主役であるという戦略の趣旨からすれば、ちょっと違和感があるかもしれませんが、その思いをぜひお酌みとりいただきたいと思っております。

それから、教育のところの「情報手段」に関しましては、実は用語の解説の中に1つつけ加えさせていただいております。「情報手段＝コンピュータや情報通信ネットワークなどを指す」という、当たり前のことでございますけれども、そういう形で学習指導要領等でも使われている用語だと伺っておりますので、そのまま使わせていただいたところでございます。

○南座長 ありがとうございます。

○野坂委員 大変短時間にこれだけのものがまとまったこと、大変評価したいと思います。

まずタイトルですけれども、前回の会議で私、前回のタイトルについてはいろいろと問題があるというご指摘をさせていただきました。

今回、インクルージョン、確かに難しい言葉だなと思っておりますけれども、説明を伺うと、そのように説明を国民にわかりやすくすれば理解をしていただけるかもしれないなという意味で、前回に比べれば相当洗練されたタイトルだと思います。私は評価したいと思います。

また、内容も盛りだくさんでありまして、これは冒頭野田大臣がおっしゃったように、絵にかいたもちにしてはいけないわけで、実際しっかり政治のリーダーシップで実現していかなければいけないと思っております。

1点質問があります。国民私書箱のところですが、ここで目標が2013年度の整備という数字が出てくるんですね。2015年の目標の新戦略で、ここ2年間、前倒しになっておりますけれども、このねらい、背景について説明をしていただきたいのと、もう一点、ここで言うところの整備とは何を言うのか、どういうイメージでいらっしゃるのか、この点についてもぜひ伺いたいと思っております。

○南内閣参事官 国民電子私書箱に関しましては、関係省庁といろいろ調整をさせていただきまして、骨太方針のほうで、官邸のほうからできるだけ整備時期を明確化すべきであるというお話等も踏まえまして調整を進めました結果、2015年だとちょっと遅過ぎるよなど、さはさりながら、問題点も非常に多岐にわたっておりまして、プレーヤーも、国、地方、多岐にわたっております。一つ一つやり遂げなければいけない仕事も多岐にわたっておりますので、一応「2013年までの整備を目指す」ということにしたわけでございます。我々としては、大臣のご指示もありまして、できるだけ早くということで、制度化をきちんとしてから制度を導入しなければいけないだろうと。それなりの法律の整備も必要になってくるだろうと思っておりますので、2013年までの整備というものは、その制度化ももちろん含めてでございますが、何も制度化を待たずにできることもあるかと思っております。

例えばワンストップの引越し、退職のサービスというものも今先行的に取り組みをもう既にスタートしております。当然、国民電子私書箱があったほうがよりスピーディーで効率的なデータの交換ができるようになるかもしれませんが、それを待たずに同じようなサービスが実現できるのであれば、できるところから先行的に取り組んでいくということが大事であろうと思っております。私書箱構想というのは非常に広い概念でございますけれども、その中から、私書箱の制度化を待たねばできないものもございしますが、待たずにできるものはどんどん先行的にやっていくという意味合いを込めまして、「2013年までの整備を目指す」という趣旨にさせていただいたところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

(野田 I T 担当大臣 退室)

○南座長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 中座させていただくのでその前に意見を申し上げたいと思っております。

私は、先ほどの村上委員の意見の中で、インクルージョンという説明に全く同じような感覚を持っております。説明すればわかるということですが、説明すればわかるかどうか、私はこの用語をつけてパブリックコメントをとっていただきたいかったと思っております。まるで後出しじゃんけんのような感じがしてなりません。デジタル新時代への戦略案ということでパブコメをとって、この名称と、最初の重要な顔となる部分が後から書かれたというのは、あまりフェアではないのではないかとこのように感じております。

それから、たくさんの方々がパブリックコメントを出してくださいました。一つ一つ読ませていただいて、なるほどなと頷くところがたくさんあったのですが、それに対して、この会議の回答の中には大変冷たいものもあって気になったということも申し上げたいと思っております。

資料1の6ページの67-1という受付番号の方はユニバーサル概念の大事さを説いておられ、「インクルージョンがそれと同じである」といねいに回答していますが、私自身がIT関係のセキュリティの会議に関わっていて、今回の報告書に漏らしたと気

づきましたのが、79ページと80ページに個人の方と専門の方が意見を出していらっしゃる本人認証基盤です。

本人認証基盤の確立について、プロの方のご意見に対しては、「情報セキュリティ政策を検討する際の参考とさせていただきます」という回答ですが、めくっていただいて、47-3の、「認証方式として無理な記憶を強制しているような乱数的な数字や文字ではないものを開発して使ってほしい」という意見に関しては、「どのような認証方式を採用するかは、サービスを提供する主体が判断すべきものと考えます」という、こういう判断を示していらっしゃるんです。このご意見は国民にという分類で、電子政府をすごく意識して、国は人にやさしい認証方式をとってほしいという願いだったのではないかなと思うのですけれども、「提供する主体が判断すべきものと考えます」と、これはまさに「上から目線」そのものだと思います。

この報告書全体の中で、整合性といいますか、そういったものについて感じるところが大きかったので、最後の意見とさせていただきます。

以上でございます。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○田中委員 私が担当させていただきました電子政府の部分についての感想を述べさせていただきますと思います。

全般的には、いろいろな立場の方のご意見をうまく取り入れて、大変バランスのとれた報告書にまとめ上がっていると評価をしております。

この後は、この戦略をいかにうまく実行していくかという、非常に重要なフェーズになって参ります。その具体的な体制あるいは法制度の整備につきましては、この報告書の8ページの3. のところで、独立した記載になっており、その重要性が浮き彫りになっている点で非常に意味があり、これも評価をしたいと思います。

さらに、司令塔となりますC I Oを補佐する立場である情報システムと業務の専門スタッフを充実するという記述も非常に適切な方策だと思います。

ただ、(2)の各府省政府C I Oの役割については、(1)の政府C I Oとの権限や責任のバランスが明確になっていないので、もし不均衡がおきますと、電子政府を進めていく上でのスピード感をむしろ鈍らせる要因になるのではないかと、また、各府省間での調整のために時間と労力をかけるという結果になりかねないのではないかとという危惧を持っております。

したがって、政府C I Oという、電子政府を推進していくリーダーには、予算権限や人事権限といったその役割を十分に果たしていくために必要な最低限の権限を付与するよう配慮していただきたいと考えております。

以上です。

○南座長 ありがとうございます。それでは、どうぞ。

○須藤委員 I P v 4からI P v 6の話が基盤のところでしたか、出ていると思います。

これはこれでよろしいと思いますけれども、IP、今のインターネットプロトコルのこと、これは20ページですね、これだけ強く書くのであれば、同様に、現在総務省とNICTのプロジェクトでこれは既に巨大な予算がついているわけですが、インターネットプロトコルにかわるプロトコル開発にもう入っています。

現在2年目に入っていますけれども、既にアメリカのNSF、それからEUと連携して、私もそのメンバーですし、青山慶応大学教授、徳田慶応大学教授もメンバーですが、NSF側と、それからEUの研究開発チームと既に新しい、今のインターネットとは全く違うネットワークの研究と構築に向けて、これも2015年をめどに考えているわけですが、動いています。そのことを全く触れずにIPv4とv6だけ言うというのもちょっと変かなというふうには思います。

既に今年1月、中国もこの研究開発のプロジェクトに参加を表明しておりますので、かなり大きな主要なアクターがそろっている。その動きを無視したi-Japan戦略というのはちょっとずれているのかなとは思いますが。ここら辺は記述の工夫はちょこっとしたほうが。もちろん、IPv6、v4のところはこのままで結構ですけれども、何らかの形で触れておいたほうが、何かわかっていないなと思われなくて済むのかなと思います。

以上です。

○南座長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○井堀委員 7ページから8ページでは、非常に重要な課題についてわかりやすく整理されていますが、これから課題を克服するためにはいかに改革に結びつけるが大事だと思います。技術者や行政マンなどあらゆる人材を結集して取り掛からないと長い歴史の中で培われた行政システムは変えられません。

行政情報システムの共同利用や統合、集約化、行政事務の電子的処理のルール化などは、克服しなければなりません。中には反対するベンダーや技術者が大勢いて現場では苦労していることが多くあります。標準化に取組み重複を徹底して排除して、地方自治体の財政的な負担を軽減しないとなりません。司令塔の機能を持った組織体制に期待します。

○南座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日出されました意見、いずれもごもっともな意見も多いと思いますので、できるだけ取り入れる方向で今後預からせていただきたいと思いますが、タイトルのi-Japanにつきましては、その趣旨は十分踏まえつつも、これでお認めいただければと思っています。残りの部分についてはさらに突っ込んで検討の上、できるだけ反映したいと思いますが、最終取りまとめにつきましては座長の私に一任いただきたいと思いません。よろしくお願ひしたいと思いません。

i-Japan戦略2015とタイトルを決めさせていただくわけですが、これにつきましては、一部修正を含めまして取りまとめました後、私のほうから、7月上旬に開催が予定されていると聞いておりますが、IT戦略本部に報告させていただきます。その際に、先ほ

ど説明がありました第4章が事務局提案として追加されて、そのほか問題がなければ、IT戦略本部決定とされることになろうかと思えます。

以上でi-Japan戦略2015そのものの検討は終了でございますが、この戦略の中で、第3章でしたか、今後一層の検討を行うべきとされた事項もございます。そうした事項につきまして、本戦略の検討をされた委員の方々からのご発言いただき、今後の検討の際の参考としていただきたいと思いますと考えております。

國領座長代理から、規制・制度・慣行等の「重点点検」についてご提案があるとのことですので、ご説明をお願いします。

○國領座長代理 皆様のお時間をおかりさせていただくことをお願いいたします。

この戦略の中で非常に重要な取り組み事項といたしまして、この戦略が上がった後にデジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の見直し、「重点点検」をやっていくということで、非常に重要なテーマだろうと思っております。

資料5をお手元に出していただければと思います。

ここの部分につきまして、これはある意味で僭越といえますか、この調査会、実際に点検を行う調査会が立ち上がって、その場で何をアジェンダにすべきかということについては改めてご決定いただくというのが本筋のことではございますが、この調査会としまして、どのようなことを念頭に置きながらそういう議論をしたのかということについて、何らかのイメージを残しておくことがその後、後といたしましても比較的早く立ち上がることが想定されるわけですがけれども——の取り組みとして非常に重要であろうということです。

実を言いますと、私、重点点検が話題になったときに、ひょっとすると戦略本体の中にたくさん書き込むかもしれないということも念頭に置きながら、手弁当で馳せ参じていただいた方々と勉強会なんかを繰り返してやっております、いろいろなところから知恵出ししていただいてきました。その中で実を言うところの13個に最後ぱっきり、あまりいっぱいあり過ぎてイメージが沸かないからといってぱっきり削ってしまったのですが、実を言うと膨大なリストがございまして、というようなものが出ております。

ごらんいただきますと、各論をやりだすとそれぞれでひょっとしたら委員会が立ち上がるぐらいのものなので、各論を細かく言うのは避けますけれども、レベルが抽象度の高いもの、低いもの、いろいろあつたりします。実際は、今までの私のいる評価専門調査会の経験からまいりますと、かなり細かいことをぎゅうぎゅう詰めていくのでないと、実際は世の中動かないということかと思えます。

大事なことは、それをやることを通じて、同じ考え方を採用すれば、他のものへどんどん波及していくというようなものを的確に選んで、そこについてきっちり詰めるということだろうと思えます。

例えば、ここに3番とか4番、匿名化された個人の情報の活用でありますとか、全国規模での健康情報の分析・活用というようなものにつきましては、先ほど国民生活審議

会のほうで個人情報のお話が出ていてというようなご指摘もありましたけれども、現在、例えば匿名化された情報をどう使っているのか、いけないのか、だれがどう責任を持って考え方をつくっていくのかというようなことについて不明確なものについて、ある具体的な応用問題をお題として設定して、それを突破してしまうというようなことを通じて考えていきたいとか。

それから、4番、全国規模での健康情報の分析・活用につきましては、評価専門調査会で既に随分話題にしてきたのですが、例えばせっかく大きなお金を使って、レセプトのデータでメタボ健診の結果の情報なんかのデータベースをつくられているのですけれども、それを活用する根拠の法律のようなものが非常に限定的に書いてあるために、実際はその投資したものが生きてこない。

もちろん、個人情報をどうする、大変機微性の高い情報がその中に含まれておりますので、どう使えばいいかということはちゃんと議論していかなければいけないわけです。このようなところを放置したままで、今回、パブコメなんかにもレセプトオンラインがちゃんと生きているのかというような辛口のご指摘もいただいているわけですが、まさに投資したものが活用していいことが生まれているという状態をつくらない限りにおいては、むだな投資になってしまう。そのような問題意識の中で、例えばそういうようなものがあつたりするのではないのでしょうか。

他に例えば7番なんかについては少し抽象度が高過ぎて、本当はもっと具体的なものについて追い込んで議論したほうがいいのだらうと思いますが、これはちょっと頭出ししておかないだめだらうと思って、こういうようなものを出しました。政府統計全般について、活用すれば、本当に民間にとって大きな資産に活用できるようなデータというのがたくさん眠っているはずだけれども、これが十分に活用されていないのではないかと問題意識のもとに、どこで何を、どの部分について何をやっていけばいいのかというようなことについて考えていきたいです。その一例としての国勢調査のデータは例えばあるのかもしれないというようなことをございます。

もちろん、税金関係の話も、これは1番と13番とばらばらになっていますけれども、こういうようなものにつきましては、民間の効率性を高める上でも、この辺、実を言うと、政府ばかりに文句をつけていては、問題は民間側かもしれないという説もあつたりしますので、そういう話についても避けて表に出しながら検討していくというようなことではないかということをございます。

本日は、私のほうからはこの程度ぐらいにさせていただきたいと思っておりますけれども、せっかくこれだけのメンバーの方がそろったので、こんなものもやったほうがいいのではないかとというようなご指摘をいただいて、それを記録に残して、立ち上がるであろう重点点検の専門調査会のほうに引き継がせていただければということを考えておりますので、ご意見がありましたらいただけたら幸いです。

○南座長 どうもありがとうございました。

それでは、今説明がありました規制・制度・慣行等の「重点点検」についての意見交換に移ります。この制度の点検というのは、先ほど井堀委員のほうから、現場で最もすぐれた実践をされている場所でも色々な課題があるというのもそのうちのひとつかと思うのですが、できるだけ個別具体的なお話を出していただいたほうが参考になろうかと思えます。ぜひご発言いただければと思います。

どうぞ。

○岡村委員 國領座長代理のご意見、ご趣旨に基本的に賛成です。

先ほども出てまいりましたが、やはり個人情報保護法との関係が、ITあるいはICT分野では極めて大きな比重を占めていると思います。

この間、先ほどもお名前が出ましたが、一橋大学名誉教授の堀部政男先生からお話をお聞きしたのですが、EUの95年個人データ保護指令というのがございまして、それに対応するために、我が国で個人情報保護法が制定されたといういきさつがございまして。堀部先生がOECDなどの国際会議に出席しておられても、周りは各国政府が設置したコミッショナー、つまり各国の代表者であると。これに対して、堀部先生が日本から出席されても、やはり学者という形でしかないの、日本国としても政府間での交渉の窓口となるコミッショナーを置かなければ正式な交渉が困難となります。EU指令との関係でも同様ですので、日本の国益という点からしていかなものかということをおっしゃっておられました。

また、もう一つ、今私ども、総務省でインターネット地図情報サービスなどについての個人情報保護関係の課題に関する検討作業をしております。グーグルストリートビューが、その代表的なサービスです。世界的に関心を集めていますので、EUに加盟する各国の当局などから聞くと、このサービスのような大きな社会的関心事が生じた場合、各国の窓口になるコミッショナーが窓口になって、そうしたグーグルのような巨大企業と交渉をして、どういう立場で各国が対応するのかということ国ごとに決めていくという形になるという形で進んでいるようです。たまたまグーグルのサービスが話題になっておりますので、同社の名前を掲げただけで、他意はございませんけれども、例えば日本の企業が新たなイノベーションに基づくサービスを開始しようとした場合に、現状では政府の一元的な窓口がありませんので、どこを窓口にしていいか、個人情報保護法との関係でもう一つよくわからないというような面がありますので、先ほどの野田大臣のお話ではございませんが、ここはひとつ第三者機関のような形をやるというのが、やはり国際的に生き残るためにも、また国内的に個人情報保護の問題をクリアしつつイノベーションを進めていく上でも、IT、ICT分野にとっては大変重要なことではなかろうかと思えます。

ご案内の、先ほどの問題の中にも、そういうような側面でいろいろ検討していったり、クリアしていかなきゃならない問題が多分に含まれているのではなかろうかと思えます。

以上です。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○野原委員 資料5についてですが、どれも賛同できる重要な内容だと思います。特に7番、8番の調査関連データの共有化は、私自身が市場調査や事業戦略コンサルティング業務、マーケティング戦略に取り組んできたこともあり、統計調査結果や国勢調査の詳細なクロスデータ等が適切にオープン化され、きちんと活用できるようにされれば、随分と仕事に活かせるのではないかと思います。ぜひしっかり検討していただきたいと思います。

それはともかく発言したかったのは、1番の税額通知書関連ですけれども、この委員会の中でも井堀委員が以前おっしゃったと思うのですが、税務署から自治体へ引き渡す所得税関連の、あるいは確定申告関連のデータが紙の形でやりとりされているために再入力しなくてはいけない、という話がありました。あれはぜひ検討していただきたい。この問題は、税務署と自治体という官と官の間の問題なので、やろうと思えばすぐできるはずのことで、まず初めに取り組む問題、あるいは改善すべき点としていいのではないかと思います。

他にも、個々の個人や民間と官との間ではなくて、官と官の間で連携をすれば、再入力をしないでデジタルデータで引き渡しが可能になる例がたくさんあると思います。それらをしっかりピックアップして改良していくことをぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

とりあえず以上です。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○井堀委員 今ご発言いただいたのと関連しますが、この資料の11のところ、引越し時の各種行政手続を改めてそれぞれ手続ごとに行わなければならないとあります。これは考えてみると、引越しに限らず、あるサービスを、例えば資金繰りができなくて融資を受けようというときに、困って融資の申し込みをされた事業者の方が、子どもが大学受験を控えているときに奨学金を申し込むと、奨学金があるわけですね。それを、その人、その人に対して、このサービスを受けた人は、こういったサービスも関連するサービスなので手続をしたほうがいいですよとか、一つの手続で済んでしまうとか、そういうサービスとサービスのひもづけが実は全然できていないです。

それは引越しの手続で、前の役所で受けていたサービスを受け継ぐというのは当然のことながら、引越すまでもなく、そのサービスのつながりというのはやはりやらなければ、考えなければいけないと思います。それが単に事務の効率化だけでデータ連携をするということではなくて、サービスの連携ということにつながることで、その辺は、具体的にいろいろな、これとこれをつぶしていかないといけなくて、そういうことを見つけて言ってくれる人が実はいないわけですね、あらゆることがわかっていないといけなくて。しかし、そうはいつまでも言っていられないので、その辺はやはり現場、現場でいろいろな生活者の視点で生み出していかなければいけないと思います。

その意味では、今日の資料5については、いい内容として提示していただいています  
が、もっとももっとこういったものがあると思いますので、徹底的に調査したらよいの  
ではないかと思います。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○須藤委員 國領先生におまとめいただき、これ非常によかったと思います。特に、國  
領先生と一緒に評価専門調査会で苦勞してきたのですが、國領先生が担当だったレセプ  
トのオンライン化のところ、これは4番目の項目ですけれども、これをやらないかぎ  
りは、エビデンスベースの質の高い医療、それから医療過誤を防ぐ手だて等ができな  
いと思います。ここら辺の制度改革、医療機関、健保組合、それから行政機関、地方自  
治体も含めてですが、かなり重点的に力を入れて取り組んでいただきたいというところ  
だと思います。規制とか、制度・慣行、特に慣行もかなり聞いているところで、障壁に  
なっていると思いますので、その改革は必要であると思います。

それから、2ページ目の7番のところですが、政府統計全般で、これもデータ  
をうまく使えば、分析すれば、企業経営とか、中小企業の経営とか、それから行政サイ  
ドでもいろいろな分析ができて、例えばロングテールでほとんど役に立たなかったよう  
なデータも、うまく使えばビジネスの活用とかできるはずです。

これについては統計委員会でもかなり議論がされていて、私の教え子がある大学の先生  
ですけれども、統計委員会のメンバーで、大分議論したけれども、相当統計学者の間で  
もまだわだかまりがあるようなところがあって大変だったというようなことを言って  
いました。

この点については、もちろん統計委員会でも今後議論していただきたいところすけ  
れども、私が知る限り、これは近藤局長のもとで経済産業省は結構熱心に今お考えにな  
っていただいておりますので、そういう活動はもっとプッシュして頑張ってください  
と思います。よろしくお願いたします。

○南座長 どうぞ、浜口委員。

○浜口委員 この資料5についてはぜひ進めていただきたいと思います。

追加として2点ほど申し上げさせていただきます。1点目は、アメリカ政府のIT関  
係の人たちと話をしていますとよく出てきます「シングルインプット」ということです。  
今、行政に対するいろいろな申告の中で、なかなかうまくシングルインプットが実現で  
きていない。例えば、輸出入の手続での関税や検疫だとかで、一々同じ情報を書かなく  
てはいけなかったり、また同じ情報を別の形式やコードで申請しなくてはいけないよう  
な状況があって、それがゆえに企業システムとオンラインで結べないということがあり  
ます。多分こうしたことは多々あると思いますので、実態を把握するためのサーベイと  
いうのも一つできればいいのではないかなと思います。

2点目は、さきほど野原委員からも出ましたけれども、国と県と市町村、この間で  
いろいろデータが受け渡しされます。個々にはコンピュータ化されているわけですが

も、受け渡しのときは紙ベースになってしまっているものがたくさんあると思います。そういうところを一つ一つつぶしていくというのも必要じゃないかなと思いますので、こちらについてもサーベイをしていくのも一つのやり方かなと思います。

以上、2点を申し上げます。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○佐々木（か）委員 今申し上げるのが適切かどうかわからないですが、この13項目に絞られた際、もしかしたら外れた中に入っていればまた別途ご説明いただければと思うのですが、私は、保育園の入園手続というのがいつもアナログになっているのが大変問題だと思っておりまして、こちらを入れていただけないだろうかと考えています。少子化で今保育園も足りないといって、政府としても対応している中、私の子どもは今小学生と中学生なので、さっと今の保育園はどうだったかなと思ってウェブで調べたところ、やはり今でも入園の申し込みは郵送も不可で、月曜から金曜の9時から5時に役所に紙ですべての資料を持っていかなければなりません。申し込みをするのにもそういう状態で、今確認してみますと、区のホームページから申込書はダウンロードができるようになっていますが、郵送すらだめです。両親が働いているので子どもを預けるのですが、月から金の9時から5時に申し込みにいかなきゃいけない。

また、なぜ保育園のことを申すかということ、いろいろな方がIT化ということに関心を持つきっかけにもなり得るだろうということと、一つのファミリーの課題を解決すると、お父さんとお母さんがいた場合は2人の国民をハッピーにできるので、一つを解決で2倍の人口の人をハッピーにできます。今ここで言うのが適切だったかどうか、すみません、わかりませんが、対象手続のところに保育園の申し込み手続というのを検討していただければなと思っております。

○佐々木（俊）委員 運用の問題をお話しすべきなのかなと思って、今の國領座長代理の個人情報の話を見て思ったのですが、今回の新戦略、横に見ていると、かなり3大重点分野の電子政府・電子自治体、電子私書箱の話にしても、それから医療分野のレセプトとかカルテの電子化にしても、あるいは大きい項目の2番目の産業・地域の活性化とか、ライフログの話にしても、多分個人情報をどう扱うかというのが非常に重要なテーマになってくるのは間違いないと思います。

現状、もちろん日本には個人情報保護法があって、これに基づいて運用が行われているわけですが、実のところ、現場レベルに関して言うと、この個人情報保護法は、日本の法律は厳し過ぎるよねということで常に出ている。これは法律そのものが厳しいのではなくて、結果的に過剰な運用になってしまっているケースというのが非常に多いのが現実ですけれども、企業サイドから見ると、このi-Japan戦略に基づいて、もう少し個人情報を円滑に運用できるような形にビジネスを立ち上げていこうとなった場合に、必ずこの問題が正面に立ちふさがってしまって、どこら辺までオーケーですかと。大丈夫だろうと思ってある程度見切り発車してみたら、その後、マスメディアにたたかれてみ

たいなことでも十分起き得るわけですね。

という状況の中で、ここで第三者機関を立ち上げて、個人情報をどう運用するかということをお考えしようという話が出ていると思うのですが、ガイドラインも何もなくて、ただ単にそこに個人情報保護法がありますと。それにひっかからないように第三者機関で匿名化なり、あるいは個人情報の円滑な運用をしましようということをやっても、これは第三者機関として本当に成立するかどうか、動くかどうか、これはかなり疑問です。

ということになると、結局、今求められているのは、ありとあらゆる分野において個人をどう扱うかという問題が生じている中で、それが個人情報保護法、現行の法律とどのように整合性があるかということをおきちんと政府の側が提示するという作業が多分ここで必要になってくると思います。最終的には、立法サイドで個人情報保護法をもう少し変えたほうがいいのではないかという話が出てくる可能性はあると思いますが、現時点では行政サイドはそこまでやりませんと。

ということになれば、多分ここで必要なのは、現状、経済産業省や厚生労働省で、それぞれでいろいろな試みは行われていますが、政府としての統一した見解を持っていない。なぜかという、厚生労働省が扱っている医療情報と、経済産業省が扱っている産業サイドの個人情報の考え方というのは全く違っているからです。これをどこかで統一した考え方を一つつくっていくというような方向性が必要になってくるだろう。例えば霞が関で一つの統一したプロジェクトチームをつくって、そこで個人情報をどう運用していくかというのを相談していただくなり何なり、そういうような方向性を考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○河村委員 今おっしゃった意見と、あと少し前に、恐らく岡村委員がおっしゃった意見に関して、消費者としての意見をおもうしあげます。コミッショナーという話も出ましたが、第三者機関というようなものは必要だと思おまして、今回の報告書でも、文章の様々な箇所に、個人情報を秘匿した上でとか、安心・安全にとか、匿名化されたと、色々な言葉では出てくるわけですが、それでも、「匿名化しているから大丈夫です」と言われただけで安心しろと言われるのは非常に納得感というか、信頼感がないわけですね。それぞれの機関にお任せください、安心・安全にやりますと言われても、言葉だけでは何の意味もない。

そうなってくると、例えば法律による縛りを、現実に沿うよう、より実効性の高いものに変えていくということも一方にあると思いますが、私は、例えば匿名化といってもいろいろな匿名化のやり方があると思います。そういう技術的なことは一人一人の国民にはなかなか難しいですけども、ある機関があつて、この匿名化はオーケーであると、そういうようなお墨つきが、信頼できる機関から出せば、国民から見て、ひとつの安心の目安になるのではないかと思います。

匿名化といっても、私は全く素人ですが、ある個人的な情報のところが見えないだけにしていて、全く消されて、後戻りできないような形になっているデータというのは違うと思います。見えないだけというのは、多分何とかして見えてしまうことがあるかもしれないとか、もともとの形に後戻りできるのだったら、幾らでも事故も故意も起こるかもしれないとか、そういう匿名化と一口で言っても恐らくいろいろなやり方があって、そんなことは個人個人では検証できなくて、安心ですと言われるだけではますます国民は気持ち的に後退してしまいます。匿名化に限らず、個人情報保護に関して、この技術であればオーケーである、この運用ならオーケーであるというような検証と判断ができる機関があればよろしいかなと思います。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○柏木委員 ちょっと話が戻りますが、先ほどのi-Japan戦略、私は大変よくまとめていただいたと思っております。

その中で、ただ1点だけ、例えば行政の問題であるとか、教育の問題というのは大変難しい中で、数値目標も設定いただいて、そこが今回のまとめとしては非常に踏み込んだポイントになっていると思います。その中で、やはり医療のところはいろいろ挙げていただいている中で、そうはいっても、目指すものというものが、いわゆる数値目標も含めて大変難しいテーマだということは重々承知していますが、残念ながら、そこまで絞り切れなかったという感覚は正直持っております。

今回、それに付随して、この「重点点検」テーマということで、4、5、6ということで医療に関連した部分を挙げていただいている、私自身が不勉強ということもありますが、ここに挙げている問題が本当に医療のIT化の利活用の中で本当に大きに挙げるべき優先的な問題なのかどうかということと、それと、やはりいわゆる推進に向けて、いろいろな規制とか慣行が医療分野はいろいろあるということも大変わかりますので、これが仮に問題になったときの対応項目としてこれがいいのかということについては、さらにこの先の検討の中で踏み込んで、専門の方も意見も入れてぜひさらに踏み込んでご検討いただけるとありがたいなということをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○南座長 どうもありがとうございます。どうぞ。

○上野委員 資料5のデジタル技術・情報の利活用についてのご提案ですが、電子商取引としての発注側と、受注側を電子商取引としてペーパーレスですということについては非常に重要な目標だということは共通の認識になっていると思います。注文書、納品書、請求書、それから検収書をやり取りするだけでなく、画像、図面や仕様書、このようなものは、大手企業の場合にはセキュリティの問題があって、インターネットを活用して送るということはなかなかできないというのが今の現状です。

これは非常に今問題になっていますので、圧縮技術や、それから画像伝送の技術というのはものすごく進んで、専門の業者の方々がたくさんおられます。経済産業省へ随分

そのような方たちが売り込みに来ていらっしゃいますが、発注側のほうでは、中小企業に渡した途端にリスクだというような認識が強い面があります。これを早く何とかしないと、ものづくりの実際の加工技術は高まっているし、また中小企業が使っている最先端の加工の装置は全部デジタル化しているわけです。

従って、図面のデジタルの情報がデータでくれば、そのまますぐに効率よく生産性が上がるわけですけれども、それができていないというのをぜひこの項目の中に入れていただいて、これを解決することが日本の価値の創造の上では非常に重要な役割を果たすと私は思っています。それがものづくりでいうi-Japanについての非常に大きな期待だということをお伝えしておきたいと思っています。國領先生、これを課題の重要なテーマに是非とも取り込んでいただきたいということの提案でございます。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○岡村委員 今の問題に絡んで、実は今、民法の債権法、契約法を中心にしたものですが――を全面改正するという作業が進められております。かなり考え方が整理されてきているのですが、電子的な取引の特色を踏まえた改正案となっているのかどうかというような視点が、改正作業の中できちんと反映されているのかどうかということを点検していく作業ということが必要になるのではないかというのを今のお話を聞いていて感じた次第でございます。

以上です。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○村上委員 こういう規制緩和リストは、これまでもいろいろな場で議論されてきているかと思いますが、そういう中で、いつもこれはどこで議論してくれるのかなと思う分野があります。例えばこの場でクラウドコンピューティングの議論をするときに、USA パトリオットアクトと日本の消費者との関係という問題提起をさせていただきました。要するに、安全保障上の理由があれば、国がデータベースの中まで入ってこられるということになっているということを、日本が国として、あるいは国民としてどう考えればいいのかというような問題を指摘させていただきました。また、例えば中国のOSの強制開示要求という問題もあります。

こういう問題に対して、これは外交の問題として扱われるのか、あるいはITのプレーヤーにとってみますとこれはすごく深刻な問題なのですが、それはITの問題として扱われるのか。こういう、本当に国が真正面から出ていけないドメインの問題が幾つかあるかと思っております。そういう問題については、恐らくこういう場では議論できないだろうと思いますので、そういうドメインの問題についてもぜひご検討いただければと思います。

○南座長 ありがとうございます。どうぞ。

○関口委員 おくれてきて申しわけございません。

まず、最後の取りまとめということですので、一言だけ申し上げますと、名称につい

ては、座長、座長代理、そして事務局の皆さん、前回申し上げたことを十分ご配慮いただきまして感謝申し上げますとともに、それを評価したいと思います。

ついでに申し上げますと、まだ仮称になっているのですが、「デジタルグローバルビジョン」というのがまだ前の名称を引きずっているような感じがちょっといたします。まだこれが仮称段階であるとするれば、この「i-Japan戦略」から発想したもう少しチャーミングな名称にしていただけると、それと文字数も少なくしていただけると非常によろしいのではないかと、最後にそれだけ申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

○南座長 どうぞ。

○大山委員 意見を言っていないので申し上げます。

よくできていると個人的には思いますが、1つだけ申し上げます。またタイトルの話をするのかと言われると恐縮ですが、タイトルの最後に2015がくっついています。これは普通発行年を書くことが多いのですが、目標の年限になっているので、後で混乱しないかというところだけが気になります。例えばe-Japanのときは1と2がありましたが、外に出すときは発行年を書くのが一般的なので、2015の後に2009と書くのは嫌だなと思いました。すみません、余計なことですが、以上です。

○南座長 どうもありがとうございました。

何か、2015へとか、そういうのがあればまだ良いのでしょうかけれども、確かにそうですね。

○大山委員 ISOなんか、全部発行年が後ろにつきますよね。何か間違えるかなと、ちょっと思いました。

○南座長 あと森田委員、いかがですか。

○森田委員 もう時間もありませんので、一言だけ。

私もちょっとその2015が気になったのと、最初にi-Japanを見たときに、「i」はてっきり、informationかなと思って、またかという気がしたのですが、その下の説明で趣旨はわかりました。

内容的には、いろいろと皆さんご審議の結果で大変すばらしいものになったと思っております。

最後に、資料5のところ一言だけ述べさせていただきますと、こうした制度的な問題というのはまだかなりたくさんあるかと思っておりまして、そして、その中にはいわゆるつくったときの慣性の法則で残っているようなものがあると思います。ここには出ておりませんが、地方公共団体間および自治体と国との間のアクセスの問題であるとか、そうしたところにおいて昔の条例がそのまま改正されずに残っているというようなところがあるようにも聞いております。

ただ、この分野は、そうした意味での、言うなれば規制を外してしまえばすぐ解決するところと、もう一つは、外すにも外しにくいところがあって、実質的な意味でなかなか

か外せないというのものもあるかと思えます。けれども、さらにもう一つ、意識の問題が、最初につくったときの考え方がずっと残っていて、それがいろいろな意味で抵抗をつくり出しているところもあるのではないかと考えております。

実質的なところは、先ほど保育所のお話がありましたが、その場合が該当するかどうか知りませんが、行政の現場では、本人確認とか書類を提出する場合に、ご本人と直接相対して初めて確認できるという分野もないわけではないと思えます。そういうところもあえてこういうデジタル化するか、できるかということについては、現場の方は心配をされているところもあると思えます。

○南座長 ありがとうございます。

一応一通りご意見を伺いましたが、あと國領座長代理、何かございますか。

○國領座長代理 皆さん貴重なインプットありがとうございます。この戦略を実のあるものにしっかりしていくために、こういうような活動が非常に重要だと思っております。今日いただいたご意見をちゃんと盛り込んだ形で、後にしっかり引き継げるようにしていきたいと思えますし、恐らくここにいらっしゃる皆さんが参画していただいて、きつとやるようなものをみんなでウォッチして、ちゃんと執行されるということ、皆さんと一緒に担保できればいいなと思えますので、よろしくお願ひします。

○南座長 どうもありがとうございます。

今ご議論いただきました規制・制度・慣行等を「重点点検」していく体制は今後構築されることとなるわけですが、具体的な「重点点検」の際には、國領座長代理を初め、本日委員から今いただきましたご意見を十分参考にされるよう、i-Japan戦略2015、この表題にも今ご意見が出たので再度検討させていただきますが——のIT戦略本部への報告の際に申し上げたいと思えますし、今後も機会がありましたにさらにご指導よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で本日は閉会といたします。

これまで半年間にわたりましたi-Japan戦略2015の検討に際して多大なるご協力をいただき、委員各位には厚くお礼申し上げます。

今回で戦略の検討は終わりとなりますが、今後、戦略の実施に向けて政府や関係機関が一丸となって強力を推進していただくことを期待しております。

今後とも色々な機会に皆様方のご支援賜りますようよろしくお願ひいたします。

これで閉会させていただきますが、本日はどうもありがとうございます。

閉 会